

当座勘定規定等改訂のお知らせ

当金庫は、令和4年11月4日より電子交換所の運用を開始することに伴い、下記のとおり当座勘定規定等を改訂いたします。

なお、改訂後の規定は、本改訂前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改訂の内容

(1) 当座勘定規定

変更箇所	変更内容
第8条（手形、小切手の支払）②	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
第9条（手形、小切手用紙）④	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
第9条（手形、小切手用紙）⑥⑦	持出銀行は支払日から3か月間は支払銀行からの請求に応じて手形現物を交付する義務があるため。
第17条（印鑑照合等）①②	電子交換所からダウンロードする画像（イメージデータ）により印鑑照合および用紙の確認を行うことを追加。 現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの。
第28条（個人情報センターへの登録）※28条は改訂前	<削除> 全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴うもの。

(2) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

変更箇所	変更内容
約束手形用法4.(2)(3)(4), 5, 6 為替手形用法5.(2)(3)(4), 6 約束手形用法4.(2)(3)(4), 5, 6	電子交換所システムの使用を踏まえ追加。（カンマがない場合は金額チェックでエラー、使用可能文字を一覧化、読取対象箇所へのメモ書き、記載被り等の禁止）

2. 改訂日

令和 4年11月 4日（金）

※改訂後の当座勘定規定等は、改訂日以降に「[各種預金規定および振込規定](#)」に掲載します。

以上